



お子さんの突然の発熱！休めない仕事…。育児も仕事も忙しいそんな子育て世代を応援するのが「**病児保育**」です。

●病児保育って？

「病児保育」とは、お子さんが病気、または病気の回復期にあり、保育園や小学校等に登園・通学できず、保護者が就労等の理由で家庭保育ができない場合に、保育士や看護師等が専用の施設で保育する子育て支援事業です。

●利用条件は？

鶴岡市、三川町、庄内町に住所があり、保護者が就労等のため家庭で保育できない小学6年生までのお子さんです。受入れ月齢は施設によって異なります。

●どこでやっているの？

施設名	定員	受入年齢	運営主体	所在地	電話番号
ちわら菜の花こども園 「はなな」	2名	2か月～ 小学6年生	社会福祉法人 道形保育会	茅原字西茅原 129-1	26-7311
南部保育園 「らっこルーム」	3名	3か月～ 小学6年生	鶴岡市	陽光町 9-32	26-7155

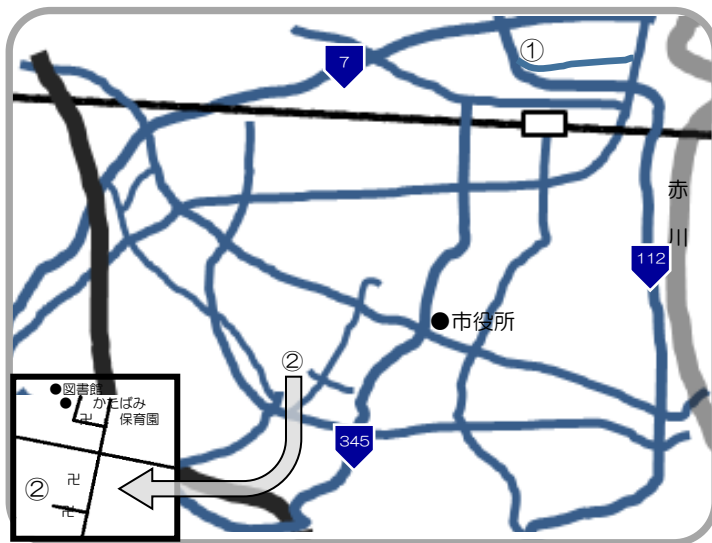
●利用料金は？

1日 2,000円 (別途給食費)

利用料減免について

生活保護世帯や非課税世帯等の場合、利用料金が軽減されます。また、保育所等に入所していない保育が必要な就学前児童は、利用料金が無償化される場合があります。いずれも利用前に申請が必要です。詳しくは施設、または市担当課へお問い合わせください。

●施設地図



- ① 「はなな」ちわら菜の花こども園
- ② 「らっこルーム」南部保育園





●持ちものは？

年齢によって異なりますが、主な持ちものは次のとおりです。

詳しくは利用予約時に施設にお問い合わせください。

- 病児保育事業利用連絡票 ■ お薬（医師処方当日分） ■ 母子手帳
- 健康保険証、子育て支援医療証、おくすり手帳（薬の説明書など）
- 着替え一式（必要な場合はオムツ、おしりふき、食事用エプロン）
- ハンドタオル（2枚）、バスタオル（3枚） ■ おもちゃや絵本などお気に入りのもの



●利用手続きは？

STEP1 登録

施設、または市役所（庁舎）で登録申請します。申請書は市等のHPからダウンロードできます。なお、緊急に利用される場合は当日の登録も可能です。登録は全施設共通です。

STEP2 仮予約

事前に空き状況について施設に電話確認します。病状や定員によっては利用できない場合があります。受付時間等については、施設で異なりますので事前にご確認ください。

STEP3 医療機関に「利用連絡票」作成を依頼

かかりつけ医など医療機関から「利用連絡票」を作成してもらいます。利用連絡票は各医療機関にあります。

※医療機関によっては利用連絡票の作成料がかかる場合があります。

STEP4 予約

施設に利用予約の連絡をします。お子さんの状況や、利用の際の持ちものの確認なども行います。

STEP5 利用当日

施設は午前8時に開所します。受付に利用連絡票を提出。看護師、保育士等が保育します。お迎えは午後6時までをお願いします。

利用料金の支払いについては、施設にお問い合わせください。

●問合せ

鶴岡市健康福祉部子育て推進課
 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
 電話 35-1291（直通）
 又は 25-2111（内線166）

